

第 2 章 福井県における指定管理者制度の状況

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するために公の施設の管理に民間事業者等のノウハウ等を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的に、従来の管理委託制度に代わり創設されたものである。

この制度により、これまで公共団体や一定の要件を満たす地方公共団体の出資法人に限られてきた公の施設の管理を、民間事業者や NPO 団体等も行うことが可能となった。

2 福井県における指定管理者制度の導入状況

(1) 福井県の指定管理者制度導入方針と外部監査人による施設のグルーピング

福井県としては、民間の能力やノウハウを積極的に活用し、効果的、効率的な管理運営を行うという制度の趣旨から、原則公募により広く指定の申請を受け付けているが、一方で、施設の目的や設置状況等、施設の状況に照らして、その必要があると認められる一部の施設は公募によらず特定の団体を指定管理者に選定している。

したがって、福井県の公の施設に関しては①公募により指定管理者を選定した施設、②施設の目的等により特定の団体を指定管理者に選定した施設、③指定管理者制度を導入していない施設にグルーピングすることができる。

(2) 公の施設への指定管理者制度導入の状況

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」であるが、現在福井県には、18 団地ある県営住宅を除くと、全部で 65 施設と公の施設がある。これらを、上記の 3 区分に従って、指定管理者制度の導入状況を示すと以下のとおりとなる（県営住宅については、指定管理者制度を導入している北部地域と南部地域をそれぞれ 1 とカウントし、67 施設として示す）。

① 公募により指定管理者を選定した施設（23 施設）

	施設の名称	所管課	指定管理者名	指定期間	施設区分
1	福井県民ホール	総務部・財産事務管理課	アイリス・マイント・アント・サウンド・ライフグループ	5年	文教施設
2	福井県越前三国オートキャンプ場	安全環境部・自然環境課	坂井市シルバー人材センター・休暇村協会グループ	5年	基盤施設
3	福井県ふるさと海浜公園	安全環境部・自然環境課	㈱おおい	5年	基盤施設
4	福井県社会福祉センター	健康福祉部・地域福祉課	(社)福井県社会福祉協議会	5年	社会福祉施設
5	ふくい健康の森	健康福祉部・地域福祉課	(財)福井県健康管理協会	5年	レクリエーション・スポーツ施設
6	福井県児童科学館（エンゼルランドふくい）	健康福祉部・子ども家庭課	(福)ふくい福祉事業団	5年	文教施設
7	福井県立すこやかシルバー病院	健康福祉部・長寿福祉課	(財)認知症高齢者医療介護教育センター	5年	社会福祉施設
8	越前陶芸公園	産業労働部・地域産業技術振興課	ADKグループ	5年	産業振興施設
9	福井県産業振興施設（サンドーム福井）	産業労働部・地域産業技術振興課	(財)福井県産業会館	5年	産業振興施設
10	福井県中小企業産業大学校	産業労働部・労働政策課	(公財)ふくい産業支援センター	5年	産業振興施設
11	福井県産業情報センター	産業労働部・産業政策課	(公財)ふくい産業支援センター	5年	産業振興施設
12	テクノポート福井総合公園	産業労働部・公営企業経営課	(財)福井県企業公社	5年	基盤施設
13	福井県国際交流会館	観光営業部・観光振興課	(財)福井県国際交流協会	5年	文教施設
14	福井県立音楽堂（ハーモニーホールふくい）	観光営業部・文化振興課	(財)福井県文化振興事業団	5年	文教施設
15	小浜漁港指定管理施設	農林水産部・水産課	㈱イワタ	5年	基盤施設
16	福井駅西口地下駐車場	土木部・道路保全課	福井駅前商店街振興組合	3年	基盤設備
17	和田港若狭和田マリーナ	土木部・港湾空港課	若狭高浜漁業協同組合	5年	基盤設備
18	福井港九頭竜川ボートパーク	土木部・港湾空港課	㈱九頭竜川マリーナ	5年	基盤設備
19	福井県営住宅及び共同施設（町屋団地ほか4団地）	土木部・建築住宅課	(一社)福井県不動産のれん会	5年	基盤設備
20	福井県営住宅及び共同施設（社団地ほか5団地）	土木部・建築住宅課	アイリス・辻広組グループ	5年	基盤設備
21	福井県立馬術競技場	教育庁・スポーツ保健課	(学)金井学園	5年	レクリエーション・スポーツ施設
22	福井県立ライフル射撃場	教育庁・スポーツ保健課	福井県ライフル射撃協会	5年	レクリエーション・スポーツ施設
23	福井県立アーチェリーセンター・クライミングセンター	教育庁・スポーツ保健課	福井県アーチェリー・クライミング振興協議会	5年	レクリエーション・スポーツ施設

② 施設の目的等により特定の団体を指定管理者に選定した施設（13施設）

	施設の名称	所管課	指定管理者名	指定期間	施設区分
1	福井県若狭湾エネルギー研究センター	総合政策部・電源地域振興課	(財)若狭湾エネルギー研究センター	5年	産業振興施設
2	敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル	土木部・港湾空港課	敦賀港国際ターミナル(株)	3年	基盤施設
3	福井県こども家族館	健康福祉部・子ども家庭課	おおい町	4年8ヶ月	文教施設
4	和田港成海緑地	土木部・港湾空港課	おおい町	4年8ヶ月	基盤施設
5	福井県すいせんの里（越前岬水仙ランド）	農林水産部・園芸畜産課	越前町	5年	産業振興施設
6	福井県立ホッケー場	教育庁・スポーツ保健課	越前町	5年	レクリエーション・スポーツ施設
7	福井県もりの学園	農林水産部・県産材活用課	越前町	5年	産業振興施設
8	敦賀港金ヶ崎緑地	土木部・港湾空港課	敦賀市	5年	基盤施設
9	若狭の里公園	土木部・都市計画課	小浜市	5年	基盤施設
10	若狭総合公園	土木部・都市計画課	小浜市	5年	基盤施設
11	奥越ふれあい公園	土木部・都市計画課	大野市	5年	基盤施設
12	福井県乳製品加工体験等施設（ミルク工房「奥越前」）	農林水産部・園芸畜産課	大野市	5年	産業振興施設
13	トリムパークかなづ	土木部・都市計画課	あわら市	5年	基盤施設

③ 指定管理者制度を導入していない施設（31施設）

	施設の名称	所管課	施設区分
1	福井県こども療育センター	健康福祉部・障害福祉課	社会福祉施設
2	福井県立病院	健康福祉部・地域医療課	社会福祉施設
3	総合グリーンセンター	農林水産部・県産材活用課	産業振興施設
4	福井県生活学習館	総務部・男女参画・県民活動課	文教施設
5-1	福井産業技術専門学院・福井人材開発センター	産業労働部・労働政策課	文教施設
5-2	敦賀産業技術専門学院・敦賀人材開発センター	産業労働部・労働政策課	文教施設
6-1	福井県立歴史博物館	観光営業部・文化振興課	文教施設
6-2	福井県立若狭歴史民族資料館	観光営業部・文化振興課	文教施設
6-3	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	観光営業部・文化振興課	文教施設
7	福井県立美術館	観光営業部・文化振興課	文教施設
8-1	福井県立図書館	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
8-2	福井県立若狭図書学習センター	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
9	福井県文書館	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-1	福井県立青少年センター	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-2	福井県立奥越高原青少年自然の家	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-3	福井県立芦原青年の家	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
10-4	福井県立鯖江青年の家	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設

10 - 5	福井県立三方青年の家	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
11 - 1	福井県自然保護センター	安全環境部・自然環境課	基盤施設
11 - 2	福井県海浜自然センター	安全環境部・自然環境課	基盤施設
12	福井運動公園・福井少年運動公園	教育庁・スポーツ保健課	レクリエーション・スポーツ施設
13	福井県立武道館	教育庁・スポーツ保健課	レクリエーション・スポーツ施設
14 - 1	幾久公園	観光営業部・文化振興課	基盤施設
14 - 2	臨海中央公園	土木部・都市計画課	基盤施設
15	福井県立恐竜博物館	観光営業部・ブランド営業課	文教施設
16	福井県立子ども歴史文化館	教育庁・生涯学習文化財課	文教施設
17 - 1	福井県総合福祉相談所	健康福祉部・障害福祉課	社会福祉施設
17 - 2	福井県嶺南振興局教賀児童相談所	健康福祉部・子ども家庭課	社会福祉施設
17 - 3	福井県和敬学園	健康福祉部・子ども家庭課	社会福祉施設
17 - 4	福井県精神保健福祉センター	健康福祉部・障害福祉課	社会福祉施設
18	福井県立クレー射撃場	教育庁・スポーツ保健課	レクリエーション・スポーツ施設

※それぞれに付されている番号は、各論の番号である。指定管理者制度を導入していない 31 施設については、同様な施設をグルーピングし、18 グループとして分析した。グループ 5 は産業技術学院、グループ 6 は歴史博物館、グループ 8 は図書館、グループ 10 は青年の家、グループ 11 は自然保護センター、グループ 14 は公園、グループ 17 は個別法の規定に基づき設置されている施設である。

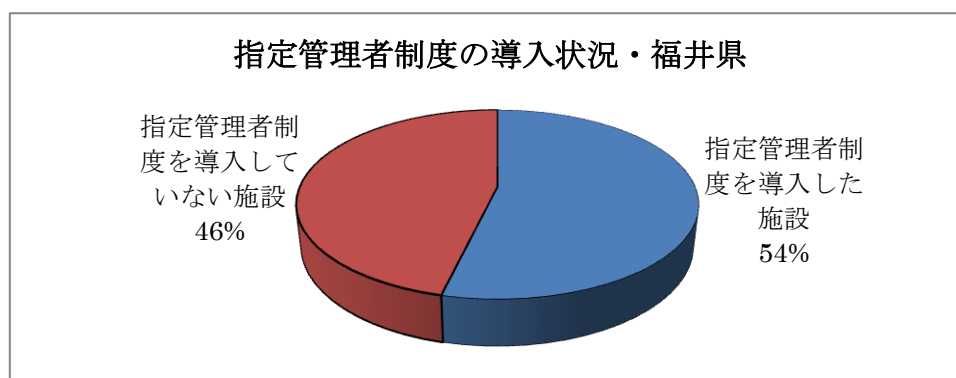
※No.18 の福井県立クレー射撃場は現在休止中である。

(3) 全国における指定管理者制度導入状況との比較

外部監査人としての分析や意見については、全体的なことは総論で、それぞれの施設については各論で述べることを基本とするが、全国との比較はこの章にて行う。

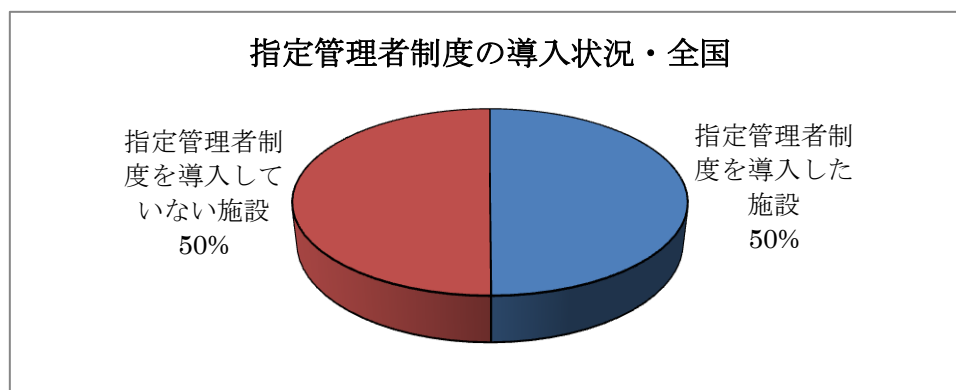
①指定管理者制度の導入状況

福井県の場合、公の施設は全部で 67 施設（65 施設と県営住宅 2 グループ）である。したがって、平成 24 年 4 月現在で、このうち 36 施設が指定管理者制度を導入しているということは、全体の 54% に対し指定管理者制度を導入したということになる。



これに対し、全国の状況（平成 23 年 10 月静岡県調査）を見てみると、指定管理者制

度の導入率は 50% (正確には 49.9%) であるので、公表されている数値の比較においては、福井県の場合、全国平均を上回っている状況といえる。



注 比較対象となる全国の数値はあくまで平成 23 年 10 月時点のものであり、監査対象とした平成 24 年度の状況とは数値は異なる。

ただし、福井県における指定管理者制度の導入割合の計算上、分母としている 67 施設のうちには、総合福祉相談所、敦賀児童相談所、和敬学園、精神保健福祉センターといった個別法の規定に基づき設置されている施設で指定管理者制度の導入が想定できないもの、福井県クレ射撃場のように現在休止中となっているもの、幾久公園や臨海中央公園のように、町中の公園と大差のないものも「1 施設」として含まれている。

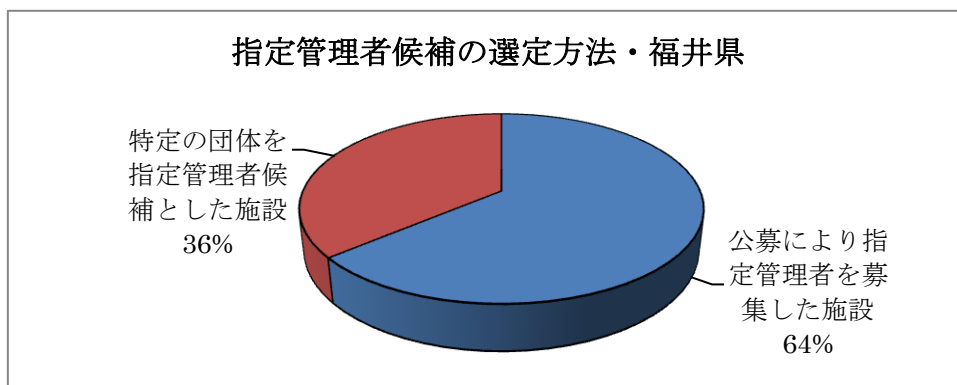
外部監査としては、67 から上記の 7 を除いた現実的に指定管理者制度を導入可能な 60 施設を分母とした導入率 60%を前提とした比較がしたかったが、残念ながらこれだと全国的な傾向との比較ができない。本報告書においては、「実質的には 6 割」と捉えておく。

「成り手がなかなか見つからない中で、福井県は指定管理者制度の導入にかなり積極的である。」というのが、外部監査の印象である。平成 24 年 4 月現在で、指定管理者制度を導入していない施設の中でも、新たに 4 施設に関して指定管理者制度導入の検討に入っており、今後もこの方向性は堅持されると推測する。

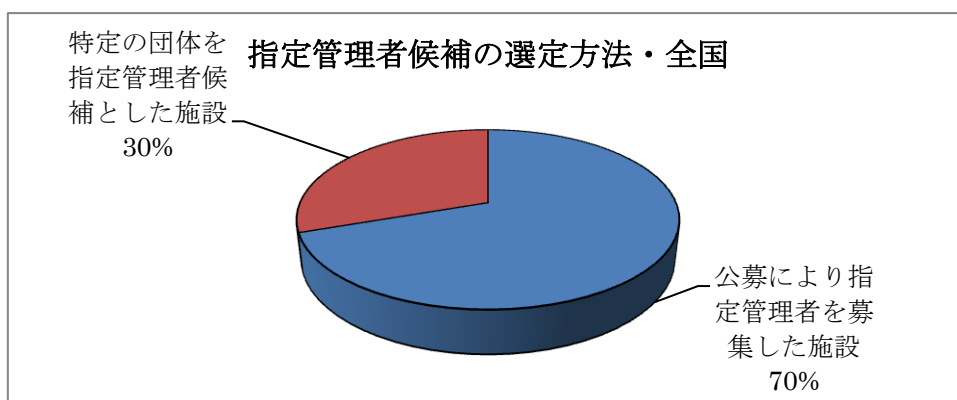
ただ、そういった方針であるならば、指定管理者制度の導入成果を全般的に分析・確認する体制が福井県にとって必要であったはずであるが、現在、そういったことは不十分である。この論点については、総論にて詳しく述べる。

②公募による指定管理者選定の状況

前述したように、福井県としては指定管理者制度を導入する場合、公募によることを原則としているが、平成 24 年 4 月の段階では、指定管理者制度を導入している 36 施設のうち、公募によったのは 23 施設であり、残りの 13 施設については、特定の団体を指定管理者候補に選定しての制度導入である。



全国の状況を見てみると、指定管理者制度導入施設における公募施設の割合は 70%（正確には 69.7%）である。したがって、この数字をみると、福井県における公募による指定管理者候補の選定は全国平均より少しだけ低いことになるが、「公募」の 23 施設の中には、「形式的には公募でも、実質的にはそうとは考えられない」ケースもある。この論点についても、総論で述べているので、そちらを参照してほしい。



注 比較対象となる全国の数値はあくまで平成 23 年 10 月時点のものであり、監査対象とした平成 24 年度の状況とは数値は異なる。

本報告書において、公募により指定管理者を募集した 23 施設については各論グループ 1 で、特定の団体を指定管理者候補とした 13 施設については各論グループ 2 でそれぞれ述べる。

③ 民間企業等が指定管理者となっている割合

現在、指定管理者となっている事業者については、株式会社、社団・財団、地方公共団体、公共的団体、共同企業体など、その形態は様々である。また、株式会社といっても、

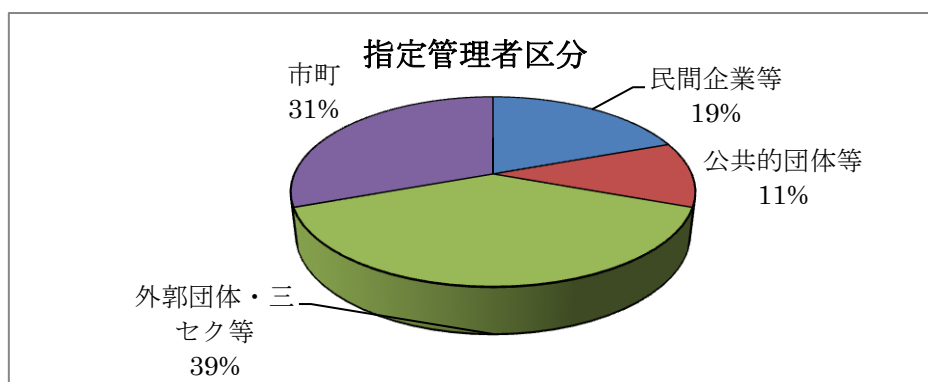
出資者のほとんどが自治体であるものや、逆に、社団でも民間企業の集合体であるものもある。形態だけを取り上げてみても、うまく区分はできないので、外部監査としては、実態を見て指定管理者となっている事業者をグルーピングした。状況としては、福井県の外郭団体を含む行政との関わりが強い事業者が、最も多くなっている。

[指定管理者による区分]

指定管理者の区分	民間企業等	公共的団体等	外郭団体・三セク等	市町
施設数	7	4	14	11

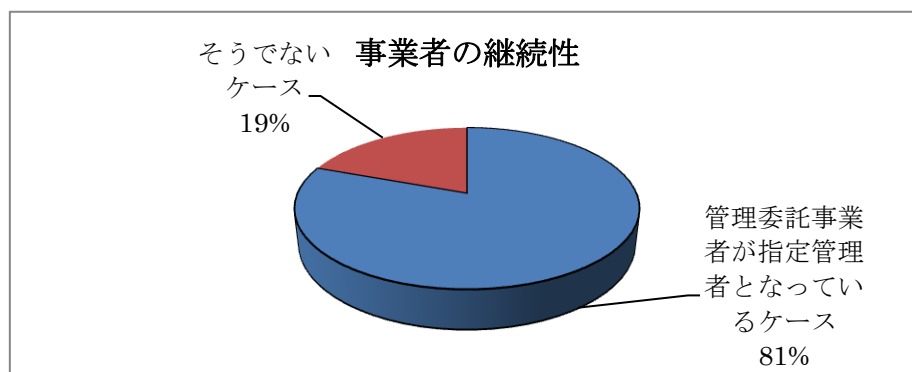
※民間企業等に区分したのは、アイリス・マインドアンドサウンドライフグループ、坂井市シルバー人材センター・休暇村協会グループ、ADKグループ、(株)イワタ、福井駅前商店街振興組合、(一社)福井県不動産のれん会、アイリス・辻広組グループの7事業者である。

※公共的団体等に区分したのは、若狭高浜漁業協同組合、(学)金井学園、福井県ライフル射撃協会、福井県アーチェリー・クライミング振興協議会4事業者である。



④ 従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設

平成24年4月現在で指定管理者制度を導入している36施設のうち、従前の管理受託者・指定管理者が引き続き指定管理者となった施設は29施設で、全体の81%を占める。29施設の中には市、町を指定管理者としているものが11施設含まれており、これが数値を押し上げている要因でもあるが、これも全国平均55%に比べて非常に高い数値となっている。「制度だけが変わって事業者が変わらない」ケースの分析は、福井県における指定管理者制度を評価するにあたり、最も重要な作業の一つである。これについては、各論で示した各施設の状況を踏まえ、総論3で外部監査としての結論を述べているので、是非そちらを参照されたい。



3 指定手続の流れ

福井県が定めている指定の手続は次のとおりである。

(1) 指定管理者候補者の選定手続

- ・公募にあたっては、予め施設に関する情報、指定管理者が行う業務の範囲、申請者の資格や選定基準等を提示する。
- ・指定管理者候補の選定は、応募のあった申請者の中から、条例で定める選定基準等に照らし、施設の効用を最も高める管理を行うことができると認められる団体を総合的に判断して選定する。
- ・指定管理者を選定するにあたっては、学識経験者等の外部委員を含めた選定委員会を設けて選定を行う。

(2) 指定管理者の指定

- ・選定された団体は、指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者に指定する団体の名称および住所、指定の期間について、議会の議決を経て、正式に指定管理者に指定する。

(3) 協定の締結

- ・指定の後、福井県と指定管理者との間で、管理運営業務の詳細や管理にかかる経費の支払い、利用料金の取扱い、個人情報の取扱い等管理にあたって必要な事項について協定を締結する。

全体の流れ図

